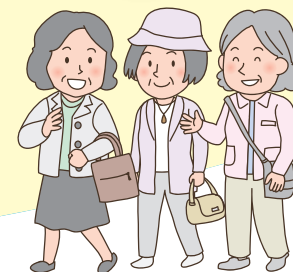
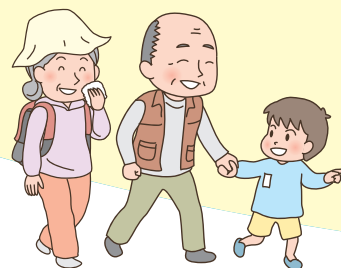


運転免許証があっても
申請できます

ますます便利に変わります！



下松市高齢者バス・タクシー 利用助成事業



令和7(2025)年4月から、バス利用助成事業とタクシー利用助成事業を統合し、**1つの助成券**でバス・タクシーのどちらでも利用できるようになりました。

1枚200円助成券を 最大60枚 交付します

年度ごとに**1人1回のみ申請**できます。
すべて使用した場合や紛失・破損した場合は再発行できません。

対象者

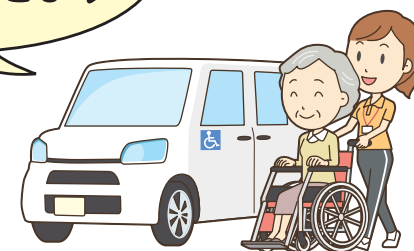
下松市在住の満70歳以上の人で、
障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人

路線バスで使用する場合

バス1乗車につき1枚のみ(200円割引)で利用可能

残りの運賃は**現金**でお支払いください。
運賃200円以下の場合も使用できますが、**おつりは出ません。**

福祉タクシー
にも利用できます



タクシーで使用する場合

周南地区タクシー協同組合に加入している事業所または当事業において下松市と契約している事業所のタクシーに乗車し、**下松市内での乗車または降車**に限り、**1乗車につき、1人3枚(最大600円)まで利用可能**

利用 方法

1 タクシーに乗る際に下松市発行の助成券が使用できるか確認します。

2 降りる際に乗務員へ助成券を渡し、残りの運賃を払います。

複数人で乗り合わせた場合でも、**1人当たり3枚まで利用が可能**です。助成券利用額がタクシー運賃よりも上回った場合、**おつりは出ません。**

申請・問い合わせ先

下松市 高齢福祉課 長寿支援係 ☎0833-45-1837